

情報科学芸術大学院大学附属図書館規程

制 定(H13.04.01)
最終改正(R06.07.01)
施 行(R06.07.01)

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学学則第7条に定める附属図書館の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の附属図書館を情報科学芸術大学院大学附属図書館（以下「図書館」という。）という。

(目的)

第3条 図書館は、情報科学芸術大学院大学の研究及び教育に必要な学術情報（出版、通信回線等による公表を意図して作成されたものをいう。ただし、歴史的資料については、公表の意図の有無を問わない。）の収集、整備を行い、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、運営することを目的とする。

(館長)

第4条 図書館に図書館長を置く。

2 図書館長は、学長の命を受け、図書館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 図書館長

(2) その他学長が必要と認めた者

3 前項の第2号及び第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、互選による委員がその職務を代行する。

3 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。